

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針

平成28年6月15日 国自旅第 55号
改正 令和 元年5月 7日 国自旅第 35号
改正 令和 2年7月31日 国自旅第 151号
改正 令和 2年9月30日 国自旅第 222号
改正 令和 3年4月 1日 国自旅第 520号
改正 令和 4年4月27日 国自旅第 40号

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（自動車）の実施に係る細目については、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業交付要領」（令和43年3月3022日国自旅第493521号他。以下「交付要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。

1. 補助対象事業者について

【1】「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」（令和43年3月2230日国自旅第520492号他。以下「要綱」という。）別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会、タクシー協会及びレンタカー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

【2】要綱別表第3「感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用」の補助対象事業者には以下も含むものとする。

（1）乗合バス関係

一般乗合旅客自動車運送事業者には、バスターミナルを運営し、「ターミナルの衛生対策」等を行う者及び一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者も含むものとする。

（2）貸切バス関係

一般貸切旅客自動車運送事業者には、一般貸切旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者も含むものとする。

（3）タクシー関係

一般乗用旅客自動車運送事業者には、一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者も含むものとする。

【3】補助対象事業者の選定について

（1）乗合バス関係

~~交付申請に先立ち、対象事業者に要望調査を行い、以下の要素を踏まえ、補助対象事業者の選定を行う。~~

- ~~① 経営を取り巻く状況~~
- ~~② 財務状況~~
- ~~③ 事業者の事業運営の状況~~
- ~~④ 事業者の取り組み状況（インバウンド・感染症対策関係）~~
- ~~⑤ 導入設備の機能（第三者機関による効果検証の有無、内容）※~~

~~※は「感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用」を要望する場合のみ評価の要素とする。~~

(2) 貸切バス関係

~~交付申請に先立ち、対象事業者に要望調査を行い、以下の要素を踏まえ、補助対象事業者の選定を行う。~~

- ~~① 経営を取り巻く状況~~
- ~~② 財務状況~~
- ~~③ 事業者の事業運営の状況~~
- ~~④ 事業者の取り組み状況（インバウンド・感染症対策関係）~~
- ~~⑤ 貸切バス事業者安全評価認定制度の認定事業者又はそれと同等と認められる者~~
- ~~⑥ コロナウイルス対策ガイドラインに沿った運行を行う者~~
- ~~⑦ 導入設備の機能（第三者機関による効果検証の有無、内容）※~~

~~※は「感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用」を要望する場合のみ評価の要素とする。~~

(3) タクシー関係

~~交付申請に先立ち、対象事業者に要望調査を行い、以下の要素を踏まえ、補助対象事業者の選定を行う。~~

- ~~① 経営を取り巻く状況~~
- ~~② 財務状況~~
- ~~③ 事業者の事業運営の状況~~
- ~~④ 事業者の取り組み状況（インバウンド・感染症対策関係）~~
- ~~⑤ 導入設備の機能（第三者機関による効果検証の有無、内容）※~~

~~※は「感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用」を要望する場合のみ評価の要素とする。~~

2. 補助額の算定について

【1】共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。

(2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表2に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満 : 1,340万円

7m以上9m未満 : 1,540万円

9m以上 : 1,880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表2に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1／2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、毎年度、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

上記により算出した令和3年度における基準値引率は11.7113.83%とする。

④ ノンステップバス車両の導入に係る付属品の取扱い

ノンステップバス車両の取得に際し、交付要領で定める車載機器類のほか、次に掲げる付属品の取得に要する経費についても補助対象経費の額に含めるものとする。

- ・運賃箱
- ・両替機
- ・整理券発行機
- ・カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く）
- ・運賃表示器
- ・行き先表示器
- ・停留所名表示器

- ・放送装置
- ・集中操作盤
- ・バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・乗降中表示灯
- ・通路セフティランプ
- ・間接確認装置
- ・急停車注意等
灯
- ・ボディー塗装（広告用の塗装を除く）
- ・側・後窓着色ガラス
- ・100V コンセント **OR 又は** USB

⑤ 同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算

同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算にあたっては、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算出するものとする。

【3】タクシー車両関係

（1）ユニバーサルデザインタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

（2）ジャンボタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするジャンボタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

3. 交付決定条件について

【1】令和3年度第2三次補正予算を財源とする補助事業については、令和4年2月8日以降に着手（発注・契約）されたものを交付決定の対象とする。令和3年度予算を財源とする補助事業については、交付決定後に着手されるものを交付決定の対象とする。よって、それぞれについて、指定した時点より前に着手した場合は、交付申請することが出来ないものとし、交付決定後に事前着手の事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すこととする。

【2】ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以

上配置できるもの。

口) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（H3.0.11.8付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施しているもの。

※上記イ)、ロ)の条件は、原則として交付申請時までに充足する必要がある（ただし、やむを得ない理由により充足できない場合は書面により申し出ること）。補助金の交付申請をするもの者は、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。

4. 補助事業完了日、実績報告書提出日について

ユニバーサルデザインタクシーについては、執行適正化の観点から、以下の日までに補助事業を完了のうえ、実績報告書を大臣に提出するものとする。

補助事業完了日：12月末日

実績報告書提出日：上記完了日の翌年の1月末日

上記によることが困難な場合は、予め国土交通省に困難であること及びその理由並びに補助事業完了予定時期を報告することとする。